

職員の高齢者部分休業に関する条例施行規則を公布する。

令和五年十月六日

東京都北区長
山田加奈子

東京都北区規則第五十五号

職員の高齢者部分休業に関する条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、職員の高齢者部分休業に関する条例（令和五年十月東京都北区条例第四十二号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(高齢者部分休業の承認の申請手続等)

第二条 高齢者部分休業の承認の申請は、高齢者部分休業を開始しようとする日の一月前までに、庶務事務システム（区の電子計算組織（与えられた一連の処理手順に従い、事務を自動的に処理する電子的機器の組織をいう。）を利用して職員勤務状況等に係る事務を総合的に処理するシステムをいう。以下「システム」という。）に所要事項を入力することにより行うものとする。ただし、システムにより難しい場合は、高齢者部分休業承認申請書（別記第一号様式）により行うものとする。

2 条例第二条第一項の東京都北区規則で定める時間は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、一日を通じ二時間とする。

3 他の休暇、職務専念義務の免除等及び高齢者部分休業によりその日の全ての正規の勤務時間について勤務しないこととなる場合は、当該日の当該高齢者部分休

業は、承認しないものとする。

4 職員の育児休業等に関する条例（平成四年三月東京都北区条例第七号）第十五条第一項の規定による部分休業（以下「育児部分休業」という。）、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成十年三月東京都北区条例第四号。以下「勤務時間条例」という。）第十五条第一項若しくは幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成十二年三月東京都北区条例第一号。以下「幼稚園教育職員勤務時間条例」という。）第十七条第一項の規定による育児時間又は勤務時間条例第十六条の二第一項若しくは幼稚園教育職員勤務時間条例第十八条の二第一項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員に対する高齢者部分休業の承認については、一日につき二時間から育児部分休業、当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

5 任命権者は、第一項の申請について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該申請をした職員に対して、証明書類の提出を求めることができる。（承認の取消し又は休業時間の短縮）

第三条 任命権者は、条例第三条の規定により高齢者部分休業の承認を取り消し、又は休業時間を短縮する場合は、高齢者部分休業承認取消等同意書（別記第二号様式）により高齢者部分休業をしている職員の同意を得なければならぬ。

2 条例第二条第一項の規定により高齢者部分休業の承認を受けた職員は、当該承認を取り消し、又は承認事項を変更しようとする場合は、システムに所要事項を入力することにより、任命権者にその旨の申請を行うものとする。ただし、システムにより難しい場合は、高齢者部分休業承認取消等申請書（別記第三号様式）により行うものとする。

（休業時間の延長の申請手続）

第四条 条例第四条の規定による休業時間の延長の申請は、休業時間の延長を始めようとする日の一月前までに、システムに所要事項を入力することにより行うものとする。ただし、システムにより難しい場合は、高齢者部分休業時間延長申請書（別記第四号様式）により行うものとする。

（高齢者部分休業における給与の減額）

第五条 条例第五条の規定により給与の減額をする場合には、職員の給与に関する条例（昭和五十年三月東京都北区条例第八号）の適用を受ける職員にあっては職員給与に関する条例施行規則（昭和五十年四月東京都北区規則第二十九号）第八条、第九条及び第十二条の規定を、幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成十二年三月東京都北区条例第二号）の適用を受ける職員にあっては幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則（平成十二年三月東京都北区教育委員会規則第十六号）第十条、第十二条及び第十七条第四項の規定を準用する。

(委任)

第六条 この規則に定めるもののほか、職員の高齢者部分休業に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(施行前の準備)

2 第二条第一項の規定による承認の申請その他の高齢者部分休業に係る手続に關し必要な行為については、この規則の施行の日前においても行うことができる。

高齢者部分休業承認申請書

申請年月日 年 月 日										
(任命権者)										
..... 殿										
(申 請 者)										
所 属										
職員番号										
氏 名										
以下のとおり高齢者部分休業の承認を申請します。										
申請期間	年 月 日 から 年 月 日まで (当該職員の定年退職日)									
申請時間	曜日	休業時間				曜日	休業時間			
		午 前	午 後			午 前	午 後			
		時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで			時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで			
		時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで			時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで			
		時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで			時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで			
	休業時間の合計						時間	分		
申請理由										

高齢者部分休業承認取消等申請書

申請年月日 年 月 日

(任命権者)

..... 殿

(申 請 者)

所 属

職員番号

氏 名

- 年 月 日以後の期間に係る高齢者部分休業の承認の取消しを申請します。
- 年 月 日以後の期間に係る高齢者部分休業について、次のとおり当該曜日における休業時間の短縮を申請します。

曜 日	短縮後の休業時間		曜 日	短縮後の休業時間	
	午 前	午 後		午 前	午 後
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで		時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで		時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで		時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで
短縮後の休業時間の合計			時間	分	

- 次のとおり当該日における高齢者部分休業の休業時間の短縮を申請します。

日 付	短縮する休業時間		日 付	短縮する休業時間	
	午 前	午 後		午 前	午 後
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで		時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで		時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで		時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで		時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで
短縮する休業時間の合計			時間	分	

備 考

※該当する□にレ印を記入してください。

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を
公布する。

令和五年十月六日

東京都北区長
山田加奈子

東京都北区規則第五十六号

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成十年三月東京都北区規則第九号）の一部を次のように改正する。

第二十五条の二第三項中「第十五条」を「第十五条第一項」に改め、「による部分休業」の下に「（以下この項において「育児部分休業」という。）」、職員の高齢者部分休業に関する条例（令和五年十月東京都北区条例第四十二号）第二条第一項の規定による高齢者部分休業又は条例第十五条第一項の規定による育児時間を加え、「時間があつる」を削り、「当該部分休業」を「育児部分休業、当該高齢者部分休業又は当該育児時間」を加える。

付 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年十月六日

東京都北区長
山田加奈子

東京都北区規則第五十七号

会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（令和二年三月東京都北区規則第三十三号）の一部を次のように改正する。

第三十条第三項中「第十五条に規定する部分休業」を「第十五条第一項に規定する部分休業又は第二十一条第一項に規定する育児時間」に改め、「時間がある」を削り、「当該部分休業」の下に「又は当該育児時間」を加える。

付 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年十月六日

東京都北区長
山田加奈子

東京都北区規則第五十八号

職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則（平成十年三月東京都北区規則第七号）の一部を次のように改正する。

付則第五項及び第六項を削る。

別表一の項中「売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）」を「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和四年法律第五十二号）」に改め、同表三の項中「及び新感染症」を「、新型インフルエンザ等感染症、新感染症及びこれらに準ずる感染症」に、「及び三類感染症」を「、三類感染症及びこれらに準ずる感染症」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表一の項の改正規定は、令和六年四月一日から施行する。

災害派遣手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年十月六日

東京都北区長
山田加奈子

東京都北区規則第五十九号

災害派遣手当に関する規則の一部を改正する規則

災害派遣手当に関する規則（平成七年九月東京都北区規則第三十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

東京都北区興行場法施行条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年十月六日

東京都北区長

山田加奈子

東京都北区規則第六十号

東京都北区興行場法施行条例施行規則の一部を改正する規則

東京都北区興行場法施行条例施行規則（昭和五十九年十月東京都北区規則第三十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項ただし書及び同項第七号を削り、同条第二項ただし書中「借り受け、又は譲り受けて」を「借り受けて」に改める。

第四条の次に次の見出し及び一条を加える。

（承継の届出）

第四条の二 条例第三条第三項の規定により譲渡による営業者の地位の承継の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した正副二通の届出書を提出しなればならない。

- 一 届出者の住所、氏名、生年月日及び電話番号（法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地、電話番号及び代表者の氏名）
- 二 興行場営業を譲渡した者の住所及び氏名（法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
- 三 譲渡の年月日
- 四 興行場の名称、所在地及び電話番号
- 五 管理者の氏名

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 興行場営業の譲渡が行われたことを証する書類

二 届出者が法人の場合は、届出者の定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書

第五条の前の見出しを削り、同条第一項第四号中「及び所在地」を「、所在地及び電話番号」に改め、同項に次の一号を加える。

五 管理者の氏名

第六条第一項第四号中「及び所在地」を「、所在地及び電話番号」に改め、同項に次の一号を加える。

五 管理者の氏名

第七条第一項第四号中「及び所在地」を「、所在地及び電話番号」に改め、同項に次の一号を加える。

五 管理者の氏名

付 則

この規則は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和五年法律第五十二号）の施行の日から施行する。

東京都北区旅館業法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年十月六日

東京都北区長

山田加奈子

東京都北区規則第六十一号

東京都北区旅館業法施行細則の一部を改正する規則

東京都北区旅館業法施行細則（昭和五十五年五月東京都北区規則第二十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「許可の申請」を「許可」に改め、同項第三号を削り、同条第二項ただし書を削り、同項第八号中「関する規約」の下に「（以下「規約」という。）」を加え、「当該規約に」を「規約に」に改め、「管理組合をいう」の下に「。以下同じ」を加え、同号を同項第九号とし、同項第七号中「及び当該使用部分の建築物の登記事項証明書」を削り、同号を同項第八号とし、同項第六号中「及び当該使用部分の建築物の登記事項証明書」を削り、同号を同項第七号とし、同項第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、同項第二号中「、正面図及び側面図」を「及び立面図」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 建築物の登記事項証明書

第三条の次に次の見出し及び一条を加える。

（承継承認申請等）

第三条の二 法第三条の二第一項に規定する営業者の地位の承継の承認を受けようとする者は、省令第一条の三第一項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を

記載した正副二通の申請書を区長に提出しなければならない。

一 譲受人及び営業施設の電話番号

二 管理者の氏名

2 前項の申請書には、省令第一条の三第二項各号に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 建築物の登記事項証明書

二 譲受人が法人の場合は、譲受人の登記事項証明書

三 条例第五条第六号イに掲げる営業を行う施設の場合は、当該施設の管理方法を示した書類

四 譲受人が賃借人である場合は、賃貸人が旅館業の用に供することを目的とした賃借物の転貸を承諾したことを証する書面

五 譲受人が転借人である場合は、賃貸人及び転貸人が旅館業の用に供することを目的とした転借物の転貸を承諾したことを証する書面

六 営業施設がある建築物が第二条第二項第九号に規定するときには、該当する場合であつて、規約に旅館業を営むことについての定めがないときは、管理組合が営業施設において旅館業を営むことを禁止する意図がないことを確認したことを証する書類

3 区長は、第一項の承認をしたときは、別記第二号様式の二による旅館業営業承

継承認書を交付するものとする。

第四条の前の見出しを削り、同条第一項中「第三条の二第一項」を「第三条の三第一項」に改め、同項第一号を削り、同項第二号中「又は」を「若しくは」に、「法人の」を「法人又は分割により旅館業を承継する法人（次項において「合併後存続する法人等」という。）及び営業施設の」に改め、同号を同項第一号とし、同項に次の一号を加える。

二 管理者の氏名

第四条第二項中「前項」を「第一項」に、「旅館業承継承認書」を「旅館業営業承継承認書」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の申請書には、省令第二条第二項に規定する書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 建築物の登記事項証明書

二 合併後存続する法人等の登記事項証明書

三 条例第五条第六号イに掲げる営業を行う施設の場合は、当該施設の管理方法を示した書類

四 合併後存続する法人等が賃借人である場合は、賃貸人が旅館業の用に供することを目的とした賃借物の転貸を承諾したことを証する書面

五 合併後存続する法人等が転借人である場合は、賃貸人及び転貸人が旅館業の

用に供することを目的とした転借物の転貸を承諾したことを証する書面

六 営業施設がある建築物が第二条第二項第九号に規定するとき、該当する場合であつて、規約に旅館業を営むことについての定めがないときは、管理組合が営業施設において旅館業を営むことを禁止する意図がないことを確認したことを証する書類

第五条第一項中「第三条の三第一項」を「第三条の四第一項」に、「申請者の電話番号」を「次に掲げる事項」に改め、同項に次の各号を加える。

一 申請者の電話番号

二 管理者の氏名

第六条第一項第五号中「代表者」の下に「及び役員」を加える。
別記第二号様式の次に次の一様式を加える。

第 号

旅館業営業承継承認書

住 所

氏 名

（法人にあつては、名称及び事務所の所在地）

年 月 日付で申請のあつた譲渡による旅館業の営業の承継については、旅館業法第3条の2の規定により、下記のとおり承認します。

年 月 日

東京都北区長

印

記

1 譲渡人

- (1) 氏名（名称）
- (2) 住所（事務所の所在地）

2 譲受人

- (1) 氏名（名称）
- (2) 住所（事務所の所在地）

3 施設の名称

4 施設の所在地

5 条 件

別記第三号様式（甲）及び同様式（乙）中「第3条の2」を「第3条の3」に改める。

別記第四号様式中「第3条の3」を「第3条の4」に改める。

付 則

この規則は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和五年法律第五十二号）の施行の日から施行する。

東京都北区公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年十月六日

東京都北区長
山田加奈子

東京都北区規則第六十二号

東京都北区公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則

東京都北区公衆浴場法施行細則（昭和五十五年五月東京都北区規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第五号を削り、同条第二項第五号中「定款又は寄附行為の写し及び」を削り、同条第三項中「借り受け、又は譲り受けて」を「借り受けて」に改める。

第四条ただし書中「借り受け、若しくは譲り受けて」を「借り受けて」に改める。
第五条第一項中「者は」の下に「、譲渡による承継の場合にあつては省令第一条の二第一項各号」を加え、「届出者の電話番号」を「次に掲げる事項」に改め、同項に次の各号を加える。

一 届出者の電話番号

二 営業施設（届出者が自ら管理者となつて管理する営業施設を除く。）の管理者の氏名

第五条第二項中「届出が」の下に「譲渡（譲り受けた者が法人の場合に限る。）」、「」を加え、「合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により営業を承継した法人」を「届出者」に改める。

付 則

この規則は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和五年法律第五十二号）の施行の日から施行する。

東京都北区理容師法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年十月六日

東京都北区長

山田加奈子

東京都北区規則第六十三号

東京都北区理容師法施行細則の一部を改正する規則

東京都北区理容師法施行細則（昭和五十年四月東京都北区規則第十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第四号を削る。

第四条第一号中「営業者」を「開設者」に改め、同条第三号中「氏名」の下に「及び住所」を加え、同条第八号中「申請年月日」を「届出年月日」に改める。

第四条の二中「届出は」の下に「、譲渡による承継の場合にあつては省令第二十条の二第一項各号」を加える。

付 則

この規則は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和五年法律第五十二号）の施行の日から施行する。

東京都北区美容師法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年十月六日

東京都北区長

山田加奈子

東京都北区規則第六十四号

東京都北区美容師法施行細則の一部を改正する規則

東京都北区美容師法施行細則（昭和五十年四月東京都北区規則第二十号）の一部を次のように改正する。

第三条第四号を削る。

第四条第一号中「営業者」を「開設者」に改め、同条第三号中「氏名」の下に「及び住所」を加え、同条第八号中「申請年月日」を「届出年月日」に改める。

第四条の二中「届出は」の下に「、譲渡による承継の場合にあつては省令第二十条の二第一項各号」を加える。

付 則

この規則は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和五年法律第五十二号）の施行の日から施行する。

東京都北区クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年十月六日

東京都北区長

山田加奈子

東京都北区規則第六十五号

東京都北区クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則

東京都北区クリーニング業法施行細則（昭和五十年四月東京都北区規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第五号及び第二項第四号を削る。

第四条第五号及び第五条第八号中「申請年月日」を「届出年月日」に改める。

第六条中「届出は」の下に「譲渡による承継の場合にあつては省令第二条の二第一項各号」を加え、「第二条の二第一項各号」を「第二条の三第一項各号」に、「第二条の三第一項各号」を「第二条の四第一項各号」に、「第二条の四第一項各号」を「第二条の五第一項各号」に改める。

付 則

この規則は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和五年法律第五十二号）の施行の日から施行する。

東京都北区プールに関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年十月六日

東京都北区長

山田加奈子

東京都北区規則第六十六号

東京都北区プールに関する条例施行規則の一部を改正する規則

東京都北区プールに関する条例施行規則（昭和五十年四月東京都北区規則第四号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「次の各号に」を「次に」に、「第一号様式による許可申請書」を「正副二通の申請書」に改め、同項第一号中「及び生年月日」を「生年月日及び電話番号」に改め、「所在地」の下に「電話番号」を加え、同項第三号中「所在地」の下に「及び電話番号」を加え、同項第四号中「施設の構造設備」を「構造及び設備」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 申請者が法人の場合にあつては、登記事項証明書

二 プールの平面図及び断面図

三 給排水設備の配置及び系統を明らかにした図面

四 浄化設備の配置及び系統を明らかにした図面

五 貯水槽内の排水口、循環水取入口及び吐出口の詳細図

第四条に次の一項を加える。

3 前二項（第一項第六号を除く。）の規定は、条例第三条第二項の規定により届出をしようとする者について準用する。この場合において、第一項中「申請書」

とあるのは「届出書」と、同項第一号中「申請者」とあるのは「届出者」と、前項中「前項の申請書」とあるのは「次項において読み替えて準用する前項の届出書」と、同項第一号中「申請者」とあるのは「届出者」とする。

第四条の次に次の一条を加える。

（譲渡による承継の届出）

第四条の二 条例第三条の二第二項の規定により、譲渡によるプールの許可経営者の地位の承継の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した正副二通の届出書を、区長に提出しなければならない。

一 譲受人の氏名、住所、生年月日及び電話番号（法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地、電話番号及び代表者の氏名）

二 譲渡人の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

三 プールの名称、所在地及び電話番号

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 プールの経営の譲渡を証する書類

二 届出者が法人の場合にあつては、登記事項証明書

第五条第一項中「第三号様式によるプール経営承継届」を「正副二通の届出書」に改め、同項第一号中「及び生年月日」を「、生年月日及び電話番号」に改め、同

条第二項中「プール経営承継届」を「届出書」に改め、同項第一号中「又は」を「若しくは」に改め、「戸籍謄本」の下に「又は不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）第二百四十七条第五項の規定により交付を受けた同条第一項に規定する法定相続情報一覧図の写し」を加える。

第六条第一項中「第四号様式によるプール経営承継届」を「正副二通の届出書」に改め、同項第一号中「事務所」を「主たる事務所」に改め、「所在地」の下に「電話番号」を加え、同項第二号中「事務所」を「主たる事務所」に改め、同条第二項中「プール経営承継届」を「届出書」に改める。

第七条第一項中「第五号様式によるプール経営承継届」を「正副二通の届出書」に改め、同項第一号中「事務所」を「主たる事務所」に改め、「所在地」の下に「電話番号」を加え、同項第二号中「事務所」を「主たる事務所」に改め、同条第二項中「プール経営承継届」を「届出書」に改める。

第八条の見出し中「交付」の下に「等」を加え、同条中「条例」を「区長は、条例」に、「第六号様式」を「別記第一号様式」に、「次の各号に」を「次に」に改め、同条第二号中「施設の名称、施設の所在地、」を「プールの名称、所在地及び」に改め、「及び業態」を削り、同条に次の一項を加える。

2 区長は、条例第三条第二項の規定による届出があつたときは、次に掲げる事項を記載したプール届出台帳を作成するものとする。

一 届出者の氏名、住所、生年月日及び電話番号（法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地、電話番号及び代表者の氏名）

二 プールの名称、所在地及び電話番号

三 届出番号及び届出年月日

四 構造及び設備の概要

五 届出履歴

第九条第一項中「第四条第一項の規定による許可申請書、同条第二項の規定による経営届又は第五条から第七条までに規定するプール経営承継届」を「第四条から第七条までの規定により提出した申請書又は届出書」に、「第七号様式による変更届」を「次に掲げる事項を記載した正副二通の届出書」に改め、同項に次の各号を加える。

一 許可経営者又は届出経営者の住所、氏名、生年月日及び電話番号（法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地、電話番号及び代表者の氏名）

二 プールの名称、所在地及び電話番号

三 変更事項

四 変更年月日

五 変更理由

第九条第二項中「第八号様式による再開、廃止届」を「次に掲げる事項を記載し

た正副二通の届出書」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 許可経営者又は届出経営者の住所、氏名、生年月日及び電話番号（法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地、電話番号及び代表者の氏名）
 - 二 プールの名称、所在地及び電話番号
 - 三 再開しようとするときにあつては、開場の期間及び時間
 - 四 廃止したときにあつては、廃止年月日及び廃止理由
- 第十二条中「第九号様式」を「別記第二号様式」に改める。
- 別記第一号様式から第五号様式までを削り、別記第六号様式を別記第一号様式とし、別記第七号様式及び第八号様式を削り、別記第九号様式を別記第二号様式とする。

付 則

この規則は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和五年法律第五十二号）の施行の日から施行する。

東京都北区保健所長委任規則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年十月六日

東京都北区長
山田加奈子

東京都北区規則第六十七号

東京都北区保健所長委任規則の一部を改正する規則

東京都北区保健所長委任規則（昭和五十年四月東京都北区規則第七号）の一部を次のように改正する。

第一条第十四号ヲを同号ワとし、同号ル中「第四条第二項」を「第三条の二第三項、第四条第三項」に改め、同号中ルをヲとし、ニから又までをホからルまでとし、同号ハ中「第三条の三第一項」を「第三条の四第一項」に改め、同号ハを同号ニとし、同号口中「第三条の二第一項」を「第三条の三第一項」に改め、同号口を同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

の承認

第一条第二十六号ト中「変更届」を「変更の届出」に、「再開、廃止届」を「再開又は廃止の届出」に改める。

第二条中「第十四号のニ」を「第十四号のへ」に、「第十四号のホ」を「第十四号のト」に改める。

付 則

この規則は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和五年法律第五十二号）の施行の日から

施行する。

東京都北区ジエイトエル条例の施行期日を定める規則を公布する。

令和五年十月十六日

東京都北区長
山田加奈子

東京都北区規則第六十八号

東京都北区ジェイトエル条例の施行期日を定める規則

東京都北区ジェイトエル条例（令和五年三月東京都北区条例第一号）の施行期日は、令和六年十二月一日とする。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

東京都北区自転車の放置防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年十月三十一日

東京都北区長
山田加奈子

東京都北区規則第六十九号

東京都北区自転車の放置防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則
東京都北区自転車の放置防止に関する条例施行規則（昭和五十九年三月東京都北区規則第六号）の一部を次のように改正する。

第五条の見出し中「利用登録資格者」を「利用登録資格者等」に改め、同条に次の一項を加える。

3 利用登録により指定自転車置場を利用できる自転車は、一人につき一台とする。
第六条第一項に後段として次のように加える。

この場合において、条例別表第二指定自転車置場利用登録手数料の部区民の項の下欄に掲げる年額の適用を受けようとする者は、当該申請書に区内に住所を有することを証する書類の写しを添付しなければならない。

第六条第四項中「有効期間は、一年間」を「有効期限は、指定自転車置場の利用を開始する日の属する年度の末日」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（利用登録証の再交付）

第六条の二 利用登録証を紛失し、き損し、若しくは汚損し、又は利用する自転車を変更したことにより利用登録証の再交付が必要となつた者又はその他の理由により区長が特に必要があると認める者は、指定自転車置場利用登録証再交付申請書（第七号様式の二）により区長に申請し、利用登録証の再交付を受けなければ

ならない。

（申請の取下げ）

第六条の三 第六条第一項の規定により、指定自転車置場の利用登録を申請した者は、区長が同条第二項の規定による利用登録の可否を決定する前に当該申請を取り下げようとするときは、区長に指定自転車置場利用登録申請取下書（第七号様式の三）を提出しなければならない。

第八条第二項中「を区長」を「に前項各号のいずれかに該当することを証する書類の写しを添付し、区長」に改める。

別記第二号様式を次のように改める。

注 意 札

放置自転車移送通告

この場所に自転車を放置してはいけません。至急移動してください。

このまま放置していた場合は、
年 月 日

以後東京都北区自転車の放置防止に関する条例第13条第2項の規定に基づき移送します。

年 月 日
時 分



放置自転車に関する
詳細



東京都北区長

別記第三号様式(表)中「(ｼｰﾄﾞｰﾌﾟ)」を削り、同様式(裏)を次のように改める。

(裏)

返還場所 移送場所名
(下記の地図を参照してください。)

返還日時 月曜日～土曜日 午前 時 分～午後 時
日曜日 午前 時 分～午後 時
(祝日・年末年始は除く。)

持参する ①この通知書
もの ②移送費用5,000円 (おつりのないようお願いします。)
③本人確認できるもの (免許証、保険証、学生証など)
④自転車の鍵

※代理の場合は代理人の本人確認できるものを持参してください。

移送場所名 住所 電話	(問合せ先)
-------------------	--------

地 図

(案内文)

別記第四号様式から第六号様式までを次のように改める。

指定自転車置場利用登録申請書

東京都北区長 殿

申請者 住 所 _____

氏 名 _____

電 話 () _____

下記のとおり指定自転車置場の利用登録を申請します。

記

利 用 者 住 所	〒 _____		
	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ		
フリガナ		生年月日	年 月 日 (歳)
利 用 者 氏 名	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ	電 話	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ
指定自転車置場 ※希望する置場一箇 所にチェックをして ください。			
<input type="checkbox"/> 希望する指定自転車置場が利用できない場合、同一指定自転車置場の別エリアへの振替を希望する。 (例：駒込A→駒込B)			
利用目的	通勤・通学・その他	目的地名称	
		所在地	
防犯登録番号			
自転車損害賠償保険等に参加している場合はチェックをしてください。 <input type="checkbox"/> (レ点チェック)			

下記に該当する方のみ記入してください（該当番号に○を付ける。）。

※2～5に該当する場合は、“登録手数料減額・免除申請書”及び証明書類等の写しを必ず添付してください。

1	北区に住民登録がある	運転免許証、保険証、マイナンバーカード等住所が確認できる書類等の写しを添付 ※詳細裏面注意事項参照	
2	身体に障害があり歩 行が困難	身体障害者手帳有無 有・無	障害者手帳の障害名が確認できるページの写しを添付
3	生活保護受給者	受給者証等、受給を確認できる書類の写しを添付	
4	年齢が65歳以上	運転免許証、保険証、マイナンバーカード等、生年月日が確認できる書類等の写しを添付	
5	児童扶養手当受給者	児童扶養手当証明書等、受給を確認できる書類の写しを添付	
6	通勤時の保育送迎	在園証明書等、保育施設の利用を確認できる書類の写しを添付	
7	上記2～5以外で自転車利用が欠かせない場合、その理由を具体的に記入してください。		

(裏)

(注意事項)

1. 申請状況により、ご希望の指定自転車置場が利用できない場合もあります。
2. 利用登録により指定自転車置場を利用できる自転車は1台です。2台以上利用することはできません。
3. 申請内容及び添付書類に不備不足がある場合、確認のためご連絡させていただくことがあります。
※減額又は免除の添付書類等が不足していて確認が取れない場合、登録手数料の減額又は免除ができません。
申請内容に不備があり補正ができない場合及び申請内容に虚偽がある場合は、申請は無効になります。
4. 登録手数料について、北区民の場合4,110円・北区民以外の場合8,220円となります。
※北区民の方であっても、現住所を確認する添付書類が不足している場合、北区民以外の登録手数料が適用
されます。
5. 申請内容の変更又は申請の取消しをする場合は、速やかにご連絡ください。

第 号
年 月 日

〒

様

東京都北区長 印

指定自転車置場利用登録決定通知書

先に申請のあった指定自転車置場利用登録について、審査の結果、登録決定したので通知します。

なお、同封の納入通知書により登録手数料を期限までに納入してください。納入通知書には、氏名及び住所を必ずご記入ください。

期限までに納入がない場合は登録を取り消します。

登録手数料の納入を確認後、利用登録証（シール）を送付いたします。利用登録証交付後は必ず利用自転車に利用登録証を貼付してください。

記

1. 登録手数料について

登録手数料	
納入期限	年 月 日
納めるところ	北区指定金融機関 北区公金収納取扱店（銀行、信用金庫、信用組合） 東京都及び関東各県内のゆうちょ銀行・郵便局 北区役所会計課出納係 北区役所赤羽・滝野川区民事務所

2. 置場について

利用できる置場	指定自転車置場
登録番号	
有効期間	年 月 日 ～ 年 月 日

〔注〕利用を辞退する場合は、本書類（決定通知書）をご返送ください。

第 号

年 月 日

様

東京都北区長



指定自転車置場利用登録不承認通知書

年 月 日付で申請のあった指定自転車置場利用登録については、審査の結果下記の理由により登録しないことに決定したので通知します。

記

1 申請置場

2 理由

（注意）

- (1) この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、東京都北区長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- (2) この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、東京都北区を被告として（訴訟において東京都北区を代表する者は、東京都北区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記(1)の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

別記第七号様式の次に次の二様式を加える。

指定自転車置場利用登録証再交付申請書

東京都北区長 殿

申請者 住 所 _____

氏 名 _____

電 話 _____ (_____) _____

下記のとおり申請します。

記

利 用 者 住 所	〒 _____		
	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ		
フリガナ 利 用 者 氏 名	_____		
	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ		
電 話	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ		
指定自転車置場	_____		
登 録 番 号	旧	_____	新
再 交 付 事 由	<input type="checkbox"/> 紛失、き損又は汚損		<input type="checkbox"/> 自転車の変更
	<input type="checkbox"/> その他 (_____)		
確 認 書 類	<input type="checkbox"/> 決定通知書	<input type="checkbox"/> 領収書	<input type="checkbox"/> 利用登録証 (ステッカー)
	<input type="checkbox"/> その他 (_____)		

(注意)

今回再交付された利用登録証（ステッカー）のみ有効です。それ以外のステッカーは利用しないでください。

年 月 日

指定自転車置場利用登録申請取下書

東京都北区長 殿

申請者 住 所 _____

氏 名 _____

電 話 _____ (_____) _____

東京都北区自転車の放置防止に関する条例施行規則第6条第1項の規定による利用登録申請を下記のとおり取り下げます。

記

1 申請指定自転車置場

--

2 取下理由

別記第九号様式及び第十号様式を次のように改める。

第9号様式（第8条関係）

（表）

受 付	年 月 日
決定・否	年 月 日
決定内容	減 額・免 除

登録手数料減額・免除申請書

年 月 日

東京都北区長 殿

申請者 住所 _____

氏名 _____

下記のとおり指定自転車置場利用登録手数料の減額・免除を申請します。

記

利用者 氏 名	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ	生年 月 日	年 月 日	年 齢	歳
住 所	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ		電 話	()	
置場名					
減額・ 免除の 理 由	① 身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、下肢又は体幹の肢 体不自由である者 免除 ② 生活保護を受けている者 免除 ③ ①以外の身体的理由による者で身体障害者手帳の交付を受けてい る者 減額 ④ 高齢者（65歳以上） 減額 ⑤ 児童扶養手当受給者 減額 ⑥ その他（ ）減額 ※詳しくは裏面をご覧ください。				
確 認 書 類					

(裏)

『登録手数料減額・免除』について

指定自転車置場利用の登録手数料について、次に該当する方には減額又は免除があります。減額の場合、既定の手数料から“四分の一相当額”を減額した金額となります。減額後の金額は、区内在住の方で3,090円、区外の方で6,170円です。

免 除	身体障害者手帳の交付を受けている方で、下肢機能障害1～6級又は体幹機能障害1～5級の肢体不自由な方 ※体幹機能とは腰の部分
	生活保護を受けている方

減 額	免除に該当しない方で、身体障害者手帳の交付を受けている歩行困難な方 ※例：心臓機能障害
	65歳以上の方 (年4月1日から 年3月31日生まれを含む。)
	児童扶養手当を受けている方

上記のいずれかに該当される方は、登録手数料減額・免除申請書（“減額・免除の理由”欄の該当番号に○、“確認書類”欄に証明書類名を記入）及び確認書類（下記添付確認書類例参照）を、指定自転車置場利用登録申請書と併せてご提出ください。

※登録手数料減額・免除申請書及び確認書類の両方がそろっていないと減額・免除となりません。

<添付確認書類例>

免除に該当する方は・・・

- 身体障害者手帳の障害名及び級を確認できるページの写し
- 保護証明書等、生活保護を受給していることが確認できる書類の写し

減額に該当する方は・・・

- 身体障害者手帳の障害名（歩行困難な方）を確認できるページの写し
- 運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード等生年月日が確認できる書類等の写し
- 児童扶養手当証明書等、児童扶養手当を受給していることが確認できる書類の写し

※確認書類（証明書類等の写し）が用意できない場合はご相談ください。

第 10 号様式（第 9 条関係）

（表）

<p>指定自転車置場利用登録取消通知書</p> <p>第 号 年 月 日</p> <p>様</p> <p>東京都北区長 印</p> <p>下記のとおり利用登録を取り消します。</p>	
置 場 名	
指 定 場 所	
登 録 年 月 日	
理 由	

(裏)

(注意)

- (1) この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、東京都北区長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- (2) この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、東京都北区を被告として(訴訟において東京都北区を代表する者は、東京都北区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記(1)の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

付 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都北区自転車放置防止に関する条例施行規則の規定により、調製した用紙で現に残存するものについては、
所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都北区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年十月三十一日

東京都北区長
山田加奈子

東京都北区規則第七十号

東京都北区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

東京都北区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十六年九月東京都北区規則第三十九号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第二号中「同条第九項」を「同条第十項」に改める。

第十一条第二項中「法第十九条第一号又は第二号」を「同号又は法第十九条第二号」に改め、「、」同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第二号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とを削る。

第十二条第二項中「第五条第一項中」の下に「特定教育・保育施設（条例第六条第二項に規定する特定教育・保育施設をいう。以下この項において同じ。）とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「」を加え、「法第十九条第一号又は」を「同条第一号又は」に、「、」第六条第二項」を「、」同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第一号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、第六条第二項」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。